⑶　業務内容　本業務は、首都高速道路全線を対象とした非破壊調査及び応力計測を伴う橋梁の健全度評価・診断を行うものである。

主な作業内容は次のとおりである。

①　鋼構造物損傷調査等

②　構造物の応力計測及び健全度評価

③　構造物の補修・補強設計検討

④　技術資料作成

⑷　履行期間　契約締結日の翌日から平成26年４月30日まで

⑸　その他　本業務は、提出された参加表明書、技術提案書及び見積書（以下「参加表明書等」という。）を審査した結果、技術提案書の評価点が最高の者であり、かつ、業務規模として定めた金額の範囲内で有効な見積書を提出した者を契約の相手方として特定する公募型プロポーザル方式（標準タイプ）（政府調達協定対象）の対象業務である。

２　競争参加資格

⑴　首都高速道路株式会社契約規則実施準則（平成23年準則第１号）第73条の規定に該当しない者であること。

⑵　首都高速道路株式会社における平成23・24年度一般競争（指名競争）参加資格の「橋梁設計」の認定を受けているものであること。

⑶　参加表明書の提出の日から契約の相手方の決定の日までの間において、競争に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、調査・設計請負現場説明書の説明事項１⑽イの記載に抵触するものではないことに留意すること。

①　資本関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいう。以下同じ。）又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　親会社（会社法第２条第４号に規定する親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

ロ　親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

②　人的関係　以下のいずれかに該当する２者の場合。ただし、イについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

イ　一方の会社の役員（以下に掲げる定義に該当する者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

ロ　一方の会社の役員が、他方の会社の管財人（以下に掲げる定義に該当する者をいう。）を現に兼ねている場合

【役員の定義】

㈠　会社の代表権を有する取締役（代表取締役）

㈡　取締役（社外取締役を含む。ただし、委員会設置会社の取締役を除く。）

㈢　委員会設置会社における執行役又は代表執行役

【管財人の定義】

会社更生法第67条第１項又は民事再生法第64条第２項の規定により選任された管財人

③　その他見積りの適正さが阻害されると認められる関係　その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

⑷　業務実施上の条件

①　法人に必要とされる業務の実績　当該業務に参加を希望する法人は、平成14年度以降に都市高速道路又は高速自動車国道における鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査業務及び疲労試験並びにコンクリート橋の健全度評価業務に関して完了した実績を有すること。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社（民営化前を含む。以下②において同じ）から業務の評定点を受けたことがある場合には、業務の総合評定点が60点未満のものは認めない。

②　予定管理技術者に必要とされる要件

ⅰ）技術資格　技術士［建設部門（鋼構造及びコンクリート）］又はＲＣＣＭ（鋼構造及びコンクリート）を有する者とする。なお、外国資格を有する技術者（我が国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の法人に所属する技術者に限る。）については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定を受けている必要がある。

ⅱ）業務実績　下記に示される「同種又は類似業務」を、平成14年度以降に完了した業務において、１件以上の実績を有さなければならない。なお、当該実績について、首都高速道路株式会社から業務の評定点を受けたことがある場合には、業務の総合評定点が60点未満のものは認めない。

同種業務　首都高速道路における鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査業務及び疲労試験

類似業務　都市高速道路（首都高速道路を除く）又は高速自動車国道における鋼橋の疲労損傷に関する詳細調査業務及び疲労試験

３　技術提案書の評価基準

⑴　技術提案書による評価

①　予定管理技術者及び予定担当技術者（以下「配置予定技術者」という。）の技術資格

②　配置予定技術者の同種・類似業務の実績

③　配置予定技術者の手持ち業務量

④　配置予定技術者の公的機関からの表彰経験

⑤　予定管理技術者の首都高速道路株式会社発注業務（平成24年９月以前５ヵ年間）での実績

⑵　配置予定技術者からのヒアリングによる評価

①　ヒアリング対象者

ⅰ）予定管理技術者

②　評価項目

ⅰ）専門技術力

ⅱ）業務への取組み姿勢

ⅲ）質問に対する応答性

４　手続等

⑴　担当部署　首都高速道路株式会社　西東京管理局　総務・経理課　〒102―0093 東京都千代田区平河町二丁目16番３号　Ａ棟８階　ＴＥＬ03―3264―8394

⑵　現場説明書及び技術提案書作成要領の交付期間、場所及び方法

①　交付期間　平成25年１月25日（金）から平成25年２月４日（月）までの毎日（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日を除く。以下同じ。）、10時から15時まで。（12時から13時までの時間を除いた時間）

②　場所　上記⑴に同じ。

③　方法　無償にて直接交付する。

⑶　参加表明書の受領期間、提出場所及び提出方法

①　受領期間　平成25年１月25日（金）から平成25年２月４日（月）までの毎日、10時から15時まで。（12時から13時までの時間を除いた時間）

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　持参による。

⑷　上記２の参加資格を確認し、平成25年２月13日（水）にその結果を書面にて通知する。技術提案書及び見積書（以下「技術提案書等」という。）の提出要請を受けた者のみ技術提案書等を提出できるものとする。

⑸　技術提案書等の提出期間、提出場所及び提出方法

①　提出期間　平成25年２月13日（水）から平成25年３月25日（月）までの毎日、10時から15時まで。（12時から13時までの時間を除いた時間）

②　提出場所　上記⑴に同じ。

③　提出方法　持参による。

⑹　見積書開封の日時及び場所　上記⑷の書面にて通知する。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　契約保証金　免除

⑶　契約書の作成要否　要

⑷　関連情報を入手するための照会窓口は上記４⑴に同じ。

⑸　上記２⑵に掲げる一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により参加表明書を提出することができるが、その者が技術提案書等の提出を要請された場合であっても、技術提案書等を提出するためには、技術提案書等の提出時において、当該資格の認定を受けていなければならない。

⑹　技術提案書のヒアリングを行う。

⑺　詳細は現場説明書及び技術提案書作成要領による。